

議案第26号

公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、町の公の施設を森町の住民の利用に供することについて、同町と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日提出

七飯町長 杉原 太

提案理由

森町特定環境保全公共下水道（赤井川地区）からの汚水を、七飯町が管理する下水管渠（七飯町特定環境保全公共下水道（接続幹線）、七飯町流域関連公共下水道）に接続することについて、地方自治法第244条の3第2項の規定により、協議することを同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

森町特定環境保全公共下水道事業計画概要（令和5年度）

(1) 予定処理区域及び計画人口

項目 処理区	目標年度		計画区域 (ha)		計画人口 (人)	
	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
赤井川 処理区	R12	R10	27.0	27.0	150	150

(2) 計画下水量（日最大）

項目	全体計画	事業計画	備考
家庭汚水量 (m ³ /日)	50	50	
地下水量 (m ³ /日)	5	5	
その他観光排水等 (m ³ /日)	340	340	
合計 (m ³ /日)	395	395	

(3) 工事完成予定年月日 令和11年3月31日

七飯町特定環境保全公共下水道（接続幹線）

(1) 予定区間 大沼下水浄化センター（大沼町826-2）から
すずらんゲートボール場付近（本町2-141-1）まで

(2) 計画概要（予定）

接続距離 約1.1Km

計画期間 令和8年度から15年度まで（予定）

(3) 供用開始 令和14年度（予定）

七飯町流域関連公共下水道

(1) 予定区間 すずらんゲートボール場付近（本町2-141-1）から
函館湾1号幹線No.1接続点（字緑町）まで

(2) 施設概要

幹線名 七飯13号幹線

接続距離 約1.2Km

管種口径 HP φ350、VU φ300～350

(3) 接続開始 令和14年度（予定）

